

北斗市学校給食食物アレルギー対策マニュアル

北斗市教育委員会
平成 26 年 12 月策定
平成 27 年 10 月改訂

1. 北斗市の状況

近年、各種アレルギーを有する児童生徒数が増加しているとされており、社会問題化しておりますが、その中でも、食物アレルギーについては北斗市においても、学校給食にて細心の注意を払うことが求められています。

このような状況を踏まえ、共同調理場及び学校における対応や指導を適切に行うためには、学校職員及び調理場職員が、食物アレルギーについて正しい知識を持つとともに、学校生活における日常の取り組み及び緊急時の対応について、管理職や学級担任・養護・栄養教諭を中心に、学校関係者が保護者とよく話し合うことが必要となります。また、その内容については、全教職員、調理場職員で情報共有することが望まれています。

2. 北斗市学校給食食物アレルギー対策マニュアルの策定について

この度、北斗市学校給食センターでは、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」をもとに、「北斗市学校給食食物アレルギー対策マニュアル」を策定しました。

食物アレルギーを有する児童生徒が、安心・安全に学校給食を楽しめることができることを目指し、このマニュアルを作成しましたので活用いただきたいと思います。

北斗市教育委員会

【学校生活管理指導表（食物アレルギー疾患用）の活用】

食物アレルギーにより給食を全部または一部を食べることができない児童生徒で、保護者と関係職員の個別面談を行った結果、保護者等が給食において「献立の詳細なアレルギー原因物質の情報提供」などの対応を希望する場合は、医療機関を受診のうえ、保護者等が学校へ学校生活管理指導表を提出することとします。（費用は保護者負担）

給食の提供においては、アレルギー原因物質の種類、症状の強弱など、学校及び調理場と保護者で情報共有するほか、面談を通じ、個別に児童生徒の状況を確認しながら、適切な対応をとることとします。

なお、食物アレルギーを有していても、食物アレルギーの対応を不要として通常どおり給食を食べる場合は、学校生活管理指導表の提出は不要とします。

（１）献立の詳細な情報提供

献立表においては、給食で使用される主要な食材を記載していますが、食物アレルギーを有する児童生徒の保護者等へは、主要な食材以外の食材や加工食品・調味料等も含めて、詳細なアレルギー原因物質の情報を提供します。（「詳細献立表」）

また、学校生活管理指導表によりアナフィラキシー症状があり、保護者の強い要望により給食を提供する場合は、食品個々の詳しい原材料等を記載した資料を提供します。

（２）学校生活管理指導表に基づいた給食内容の決定

提出された学校生活管理指導表において、給食での管理が不要と診断された場合は、通常どおり給食を提供しますが、「保護者と面談し管理が必要」と診断された場合は、同診断表の診断を基本として、対応内容を決定します。

基本的な対応方法は、個別面談（別紙様式２）を経て、当該児童生徒に

行う対応の内容を記載した「食物アレルギー対応確認書」（別紙様式3）をもって決定する。日々の給食対応については、月毎に保護者が学校へ「食物アレルギー対応連絡票」（別紙様式4）を提出し、それに基づき次のように対応することとします。

① 給食の提供を一部または全部不要とした場合

食物アレルギー対応確認書（別紙様式3）及び食物アレルギー対応連絡票（別紙様式4）により、保護者から給食提供が不要と連絡があった場合は、家庭から弁当持参を基本とします。

児童生徒が弁当持参してくる場合は、学校の実情に応じて、弁当を給食時間まで、安全で衛生的に管理することとします。

② 給食の提供をするが、児童本人が除去する場合

児童生徒本人がアレルギー原因物質を除去して給食を食べる場合は、保護者から事前に食物アレルギー対応確認書（別紙様式3）及び食物アレルギー対応連絡票（別紙様式4）が提出された場合に認めます。

なお、その場合においても、アナフィラキシー症状をもつ食物アレルギーのある児童生徒においては、原則として給食の提供はしないものとする。

しかし、保護者からの給食提供の強い要望があり、アナフィラキシー原因物質を摂取せずアレルギー症状を引き起こさない給食提供・摂食が可能な場合は、同意書（別紙様式7）を提出してもらったうえで給食を提供するものとする。

この場合においては、2-（1）に示す詳細献立表や原材料等の資料を保護者に提供し、保護者が詳細に渡り確認し、提出した食物アレルギー対応確認書（別紙様式3）及びアレルギー対応連絡票（別紙様式4）によりアナフィラキシー原因物質を除去して（または該当する献立を除いて）摂食するものとする。

3. 給食費

食物アレルギー対応を行う児童生徒の給食費については、次のとおりとします。

(1) 全食

喫食できない場合は提供を中止し、原則1年間を単位として給食費を徴収しません。（年度途中の発症、症状悪化による中止については随時対応し、それまでの分の給食費へ変更します。）

また、提供を中止していた状態から、新たに提供する場合は、1食あたりの単価で徴収します。

(2) 一部食（平成27年10月1日分から実施）

学校生活管理指導表を提出し、詳細献立表により給食対応している児童生徒で教育委員会が認めた者については、喫食できない献立毎（主食・汁物・主菜・副菜・牛乳）又は1食あたりの単価について、給食費を軽減したうえで還付します。（献立の一部を除去して、その献立を喫食した場合は軽減にはなりません）

軽減方法は、月毎に保護者が学校へ提出する「食物アレルギー対応連絡票」（別紙様式4）の写しを学校が共同調理場へ提出、その写しに共同調理場で軽減金額を記載し保護者へ通知します。

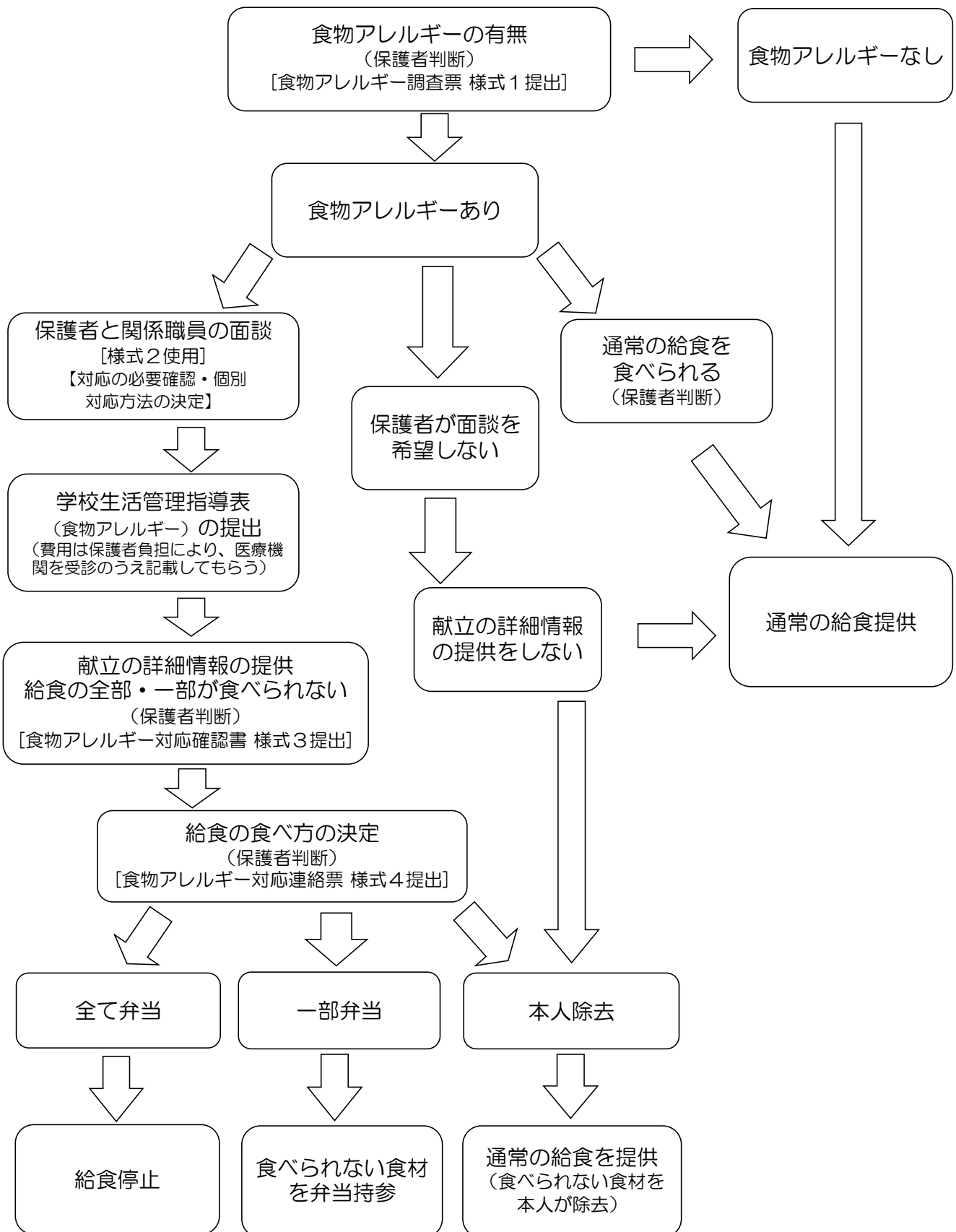
また、学期末ごとに給食費が納付されていることを確認後、月々の軽減金額の合計額により、給食費を軽減し、還付します。（軽減上限額：給食費年額の50%以内）

北斗市学校給食費の軽減実施要綱に基づき第2子（半額）・第3子以降（無料）の軽減、生活保護、準要保護、特別支援就学奨励費に該当する児童生徒、給食費滞納者については軽減対象外となります。

4. その他

食物アレルギーの新たな発症や症状の重症化、児童生徒の状況や必要性に応じ、学校から保護者へ学校生活管理指導表（食物アレルギー）の提出を促すこととする。

[食物アレルギーを有する児童生徒の給食対応の決定方法]

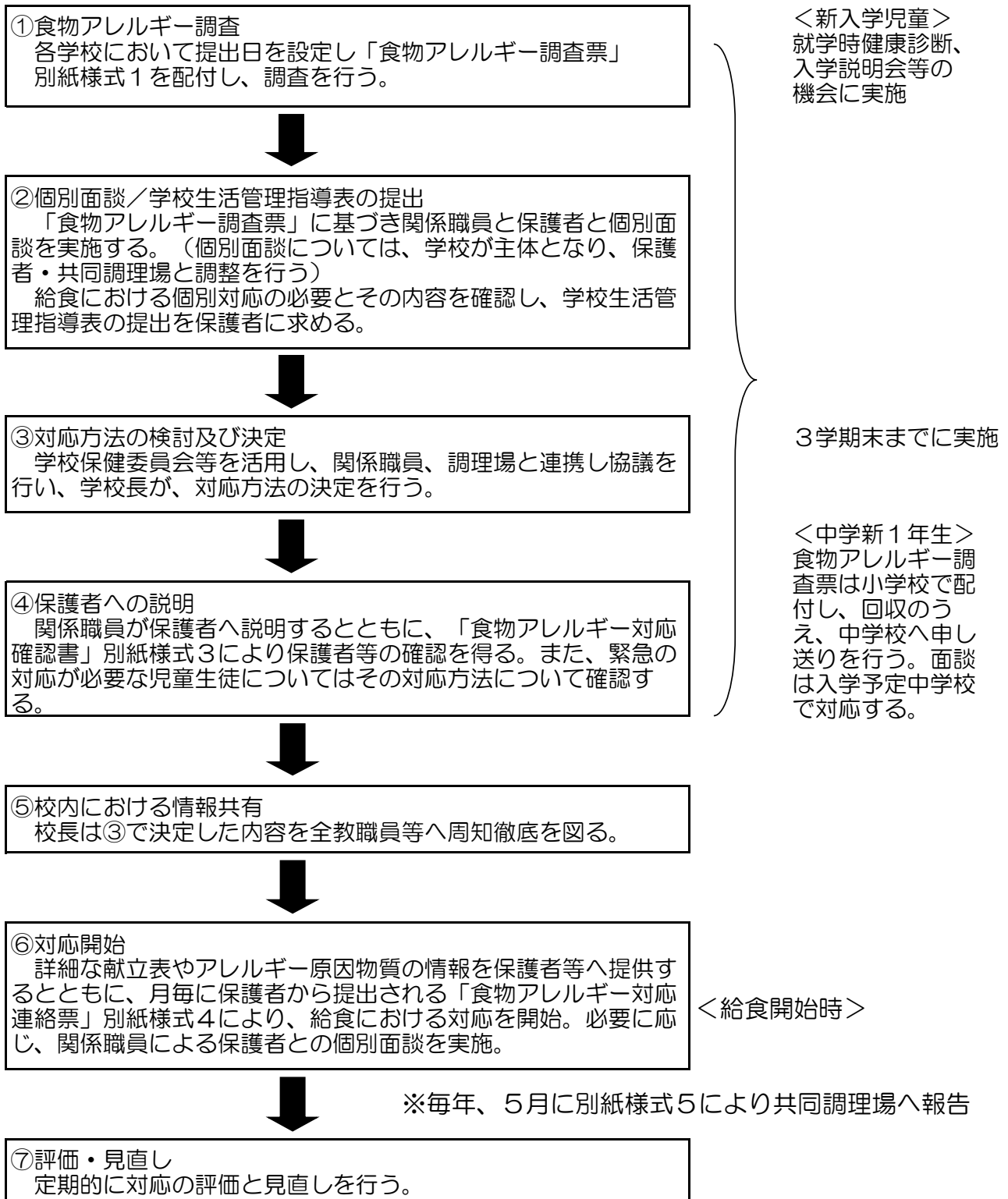


Ⅱ 食物アレルギーに対する学校給食での対応について

1. 食物アレルギー対応の決定

- (1) 学校生活管理指導表の内容に基づく実施（学校生活管理指導表は毎年度提出が必要）
- (2) 学校給食における対応フローチャート

※関係職員／校長、教頭、主幹教諭、学級担任、養護教諭、給食担当職員、調理場長、栄養教諭、学校医等



2. 食物アレルギー対応における役割分担

(1) 校長

- ・職員の共通理解がもてるよう「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（日本学校保健会）」に基づき、関係職員と話し合い対応内容を決定します。
- ・小学校から中学校入学時に当該児童の情報を引き継ぎます。（転校時含む）
- ・校長または教頭は、個別面談に出席することとします。

(2) 教頭

- ・保護者や関係機関との連絡・連携に関し、総合調整を行います。
- ・必要に応じて保護者との面談等の機会を設定します。
- ・校長または教頭は、個別面談に出席することとします。
- ・献立の急な変更があった場合において、共同調理場からの連絡対応、校長、学級担任、養護教諭、給食担当教諭等への周知及び指示指導等の対応を行います。

(3) 学級担任

- ・保護者からの申し出を校長はじめ関係職員に伝え、対応内容について共通理解を図るとともに、緊急時の体制を保護者に確認します。
- ・個別面談に出席し、食物アレルギーの原因物質や症状、家庭での対応状況を把握し、養護教諭、給食担当職員、栄養教諭と共通理解を図ります。
- ・食物アレルギーを有する児童生徒が安全で楽しい給食時間を過ごすことができるようにします。
- ・配膳時に該当児童生徒の対応について確認し、事故防止に努めます。
- ・担任が不在の場合も、当該児童生徒についての対応ができるようにします。
- ・当該児童生徒の保護者へ、栄養教諭と協力し、詳細な使用食材の情報提供をするとともに、対応について再確認を行います。

(4) 養護教諭

- ・個別面談に出席し、食物アレルギーの原因食物や症状、家庭での対応状況を把握します。
- ・食物アレルギーを有する児童生徒の状況を把握し、学級担任、栄養教諭、職員と連携を図ります。

- ・主治医との連携を図り、応急処置の方法や連絡先を事前に確認します。
- ・緊急時の措置方法を検討します。

(5) 栄養教諭

- ・学級担任、養護教諭、給食担当教諭との連携を図り、共通理解を図ります。
- ・個別面談に出席し、食物アレルギーの原因食物や症状、家庭での対応状況を把握します。
- ・詳細献立作成の際に、食物アレルギーの原因食物について配慮調査をします。
- ・児童生徒に対して、正しい食物アレルギーの理解を図ります。
- ・当該児童生徒の保護者へ食物アレルギーの原因食物に関する情報を提供するとともに、対応について確認を行います。
- ・給食時の指導について学級担任に状況を伝え、アドバイスをを行います。

(6) 給食担当教諭

- ・食物アレルギーを有する児童生徒の状況を把握します。
- ・学級担任、栄養教諭、職員との連携を図り、共通理解を図ります。
- ・食物アレルギーを発症した時の対応方法について事前に確認します。

(7) 学校医・主治医

- ・学校と連携し、食物アレルギー対応に関する指導・助言を行います。

Ⅲ 食物アレルギー発生時の対応について

1. 発生時の校内体制および役割

(1) 緊急時の対応

食物アレルギーの発症、特にアナフィラキシーショックなど重い症状を発症した場合は、主治医や保護者と連絡をとるほか、必要に応じて救急車の要請や医療機関での受診など迅速な対応を行うこととします。

アナフィラキシーショックを一度でも発症したことがある児童生徒の場合は、より迅速な判断と処置が必要となるので、アナフィラキシーショックの有無、保護者と緊急時の連絡方法、主治医や搬送する医療機関の情報を事前に把握するなど緊急時を想定した体制を整備することとします。

① 該当児童生徒への対応

該当児童生徒と接する教職員は、児童生徒の健康状態を観察し、精神的な面に配慮しながら不安や動揺を与えないよう冷静に対応します。

アナフィラキシーショックを発症する可能性があり、医療機関からアドレナリン自己注射薬（商品名「エピペン」）を処方されている児童生徒の場合は、在校時（登下校時含む）は、必ず本人が保管（携帯）することとします。

保護者から本人保管分とは別に保管依頼がある場合は、保護者から学校へエピペン保管依頼書（別記様式6）を提出し、学校において保管することとします。

エピペン保管状況は、校内で情報共有し、症状の発現による使用等、迅速な対応に努めることとします。

なお、本人保管とは別の、学校保管のエピペンの有効期限が切れた場合は、保護者へ返還し再度保護者が学校で保管を希望する場合は、改めて保管依頼書を提出してもらうこととします。

* 緊急時でも児童生徒ができる場合は本人が注射しますが、意識がない等本人が注射できない場合は、居合わせた教職員により対応することとします。

【緊急時のエピペンの注射について】

エピペンの注射は、法的には「医行為」にあたり、医師でない者（本人と家族以外の者である第三者）が「医行為」を反復継続する意図をもって行えば医師法に違反することになります。しかし、アナフィラキシーショック救命の現場に居合わせた教職員が「エピペン」を自ら注射できない状況にある児童生徒に代わって注射することは、反復継続する意図がないものと認められるため、医師法違反になりません。

② 周囲の児童生徒への対応

教職員は不安や動揺を与えないよう冷静に対応します。日頃より、食物アレルギーを含めてアレルギーに対する理解を深めるよう、アレルギーを有する児童生徒に配慮した指導に努めます。

【食物アレルギーを有する児童生徒のエピペンの取扱い】

1 本目 [必須] 児童生徒が保管（携帯）

2 本目 [任意] 学校が保管（職員室等） 期限切れは保護者へ返還

【参考／エピペンの適応（小児アレルギー）】

エピペンが処方されている患者でアナフィラキシーショックを疑う場合、下記症状が一つでもあれば使用すべきである。

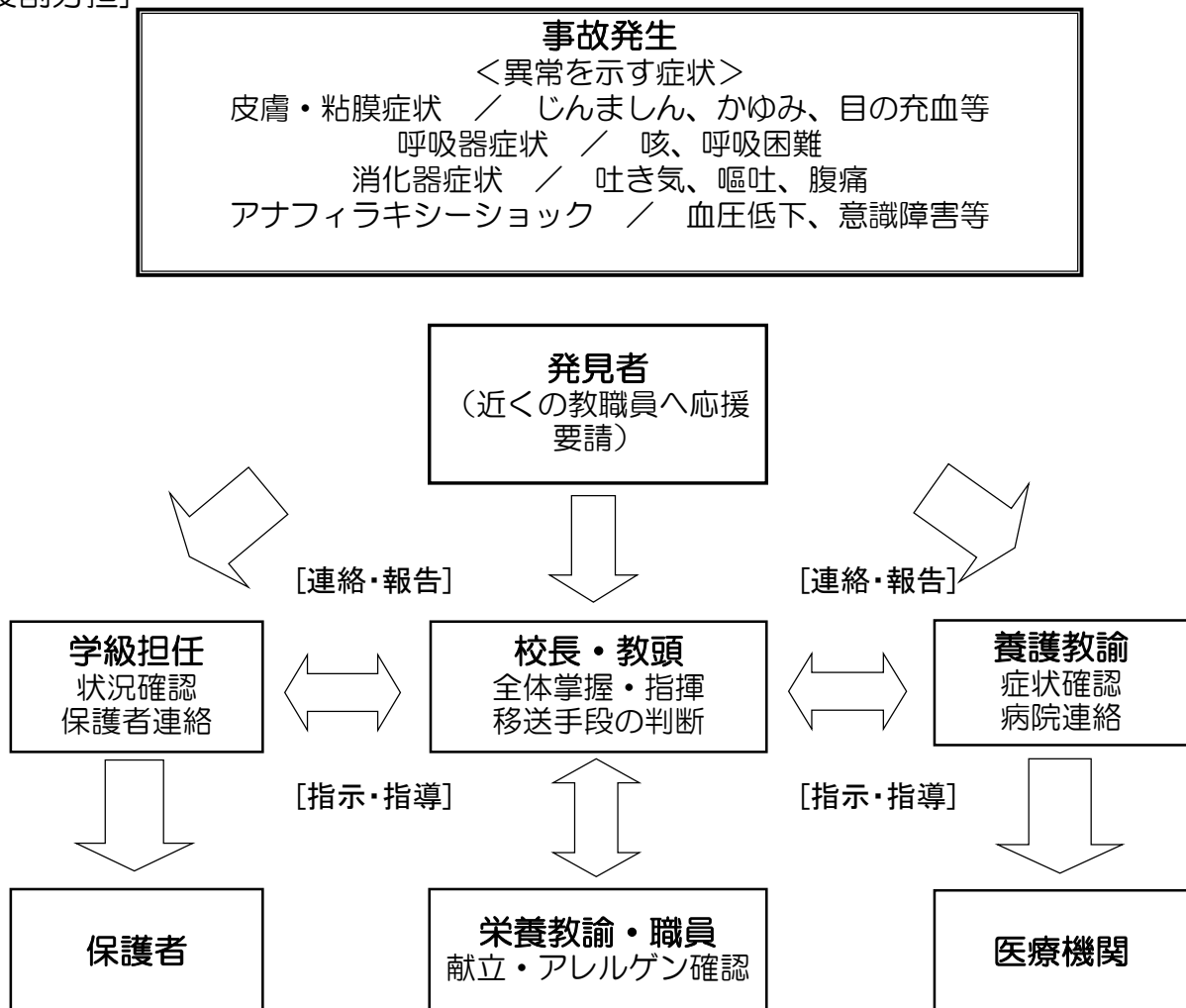
- | | |
|--------|---|
| 消化器の症状 | ・ 繰り返し吐き続ける・ 持続する強い我慢できないお腹の痛み |
| 呼吸器の症状 | ・ のどや胸が締め付けられる・ 声がかすれる
・ 犬がほえるような咳・ 持続する強い咳き込み
・ ゼーゼーする呼吸・ 息がしにくい |
| 全身の症状 | ・ 唇や爪が青白い・ 脈を触れにくい、不規則
・ ぐったりしている・ 尿や便を漏らす |

（2）指揮系統

保護者への連絡、主治医への連絡、医療機関への連絡など、各学校において、校長、教頭、主幹教諭、養護教諭、栄養教諭・職員、学級担任等で迅速に対応できる体制を整備します。

2. 校内の緊急体制について

[役割分担]



食物アレルギー症状で救急車を要請した場合や、医療機関へ受診した場合は、教育委員会へ連絡することとします。

- * 状況に応じて、救急措置、エピペン注射、その他必要な対応をとることとします。
- * 学校状況や事故発生時の状況に合わせて適切な対応をとることとします。
- * 救急車で搬送する場合は、当該児童生徒と同乗する教職員が、学校生活管理指導表や、献立表など、受診に必要な資料を持参することとします。

3. 事故の未然防止

事故の発生を防ぐため、当該アレルギー児童生徒について、学校と保護者間で情報の共有を図るとともに、学校内においても、関係職員間で給食における対応を事前に把握しておくこととします。

また、様々な研修機会を利用し、教職員がアレルギーに対する知識を深めるとともに、校内にアレルギー対応について確認する掲示物等を掲示するなど、万一の事故に備えることとします。

<p>病型・治療</p> <p>A.食物アレルギー病型(食物アレルギーありの場合のみ記載) 該当する数字に○をしてください 1.即時型 2.口腔アレルギー症候群 3.食物依存性運動誘発アナフィラキシー</p> <p>B.アナフィラキシー病型(アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載) 該当する数字に○をしてください 1.食物(原因) 2.食物依存性運動誘発アナフィラキシー 3.運動誘発アナフィラキシー 4.昆虫 5.医薬品 6.その他()</p> <p>C.原因食物・診断根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ()内に診断根拠を記載 1.鶏卵《 2.牛乳・乳製品《 3.小麦《 4.ソバ《 5.ピーナッツ《 6.種実類・木の実類《 7.甲殻類(エビ・カニ)《 8.果物類《 9.魚類《 10.肉類《 11.その他1《 12.その他2《</p> <p>D.緊急時に備えた処方薬 1.内服薬(抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) 2.アドレナリン自己注射薬(「エピペン®」) 3.その他()</p>		<p>学校生活上の留意点</p> <p>A.給食 1.管理不要 2.保護者と相談し決定(相談内容は、Eに記載)</p> <p>B.食物・食材を扱う授業・活動 1.配慮不要 2.保護者と相談し決定</p> <p>C.運動(体育・部活動等) 1.管理不要 2.保護者と相談し決定</p> <p>D.宿泊を伴う校外活動 1.配慮不要 2.食事やイベントの際に配慮が必要</p> <p>E.その他の配慮・管理事項(自由記載)</p>	<p>※優先順は、下記に記載ください</p> <p>★保護者 電話: ★連絡医療機関 医療機関名: 電話:</p> <p>緊急時連絡先</p> <p>記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>医師名 _____</p> <p>医療機関名 _____</p> <p>印 _____</p>
---	--	--	---

※ 以下は保護者の方がご記入ください
 <緊急時連絡先> 優先順にご記入ください

① 名前
 電話番号
 携帯番号

② 名前
 電話番号
 携帯番号

③ 名前
 電話番号
 携帯番号

学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を関係職員及び関係機関で共有することに同意します。
 (「エピペン®」が処方されている場合) 緊急時、本人ができる場合は、本人が注射します。意識がないなど本人が注射できない場合は、注射をお願いいたします。

保護者名 _____

印 _____